

令和五年十一月二十八日受領  
答弁 第四二二号

内閣衆質二二二第四二二号

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員原口一博君提出ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエル・パレスチナ紛争によるFMSへの影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出ロシアによるウクライナ侵攻及びイスラエル・パレスチナ紛争によるF M

Sへの影響に関する質問に対する答弁書

一について

米国の有償援助による調達（以下「F M S調達」という。）において、お尋ねの「納入時期の遅延」が生じる理由については、様々な要因が考えられることから、御指摘の「ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ紛争の影響」を直接的な要因とした「納入時期の遅延又は遅延の見込み」について一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「必要な防衛力の内容」がそろわない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、F M S調達において、お尋ねの「装備品等の納入時期の遅延」が生じた場合については、令和五年五月二十五日の参議院財政金融委員会において、土本防衛装備庁長官（当時）が「未納入、未精算の改善について申し上げますと、御指摘を受けました未納入、未精算の改善という取組につきまして、防衛装備庁における履行管理体制強化のため、まず令和二年度に、米国現地に米国政府との調整等を行う有償援助調達調整

班を新設しております。また、令和三年度に、装備庁本庁の調達実施部署に履行状況、FMSの履行状況を管理いたします履行管理・促進班を新設しております。さらに、毎年度、FMS調達の諸課題につきまして、米国と協議をするSCCM本会議、安全保障協力協議会合と称しておりますが、これにおきまして、全ての未納入、未精算のケースの個々の品目ごとの履行状況の管理を継続、強化することとし、米側に個別具体的に働きかけを行っているところでございます。」と答弁しているところであり、これらの取組に基づき適切に対応することとなる。

また、お尋ねの「当該装備品の旧式化が生じた場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、我が国が保有すべき防衛力の水準を達成できない場合には、これを達成するために必要な装備品等を調達するなど、個別の状況に応じ適切に対応することとなる。